- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 - ®(各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

	所管	所管省庁	内閣府での		条内谷に関する事夫関係を確認する事項	提案	所管	Ē	所管省庁の検討結果		
受付番号	受付日	への検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	推進会議 における再 検討項目
					特許庁における手続き(特許出願や商標登録出願など)は、収入印紙ではなく、特許印紙が使われている。この特許印紙は、金券ということもあり、印刷コストや管理コスト、郵便局などに対する販売手数料など、かなりの経費が必要となっている。しかしながら、特許庁として、原産計画をしいを振り込み等での支払いも認めているため、必ずしも特許印紙が必要とはなっていない。 利用者についても、特許や商標の出願等は、一般家庭ではなく会社などの事業者が利用する手続きである。とも、大阪の事続をでは出願では水理上、譲渡などでは行政書上が代理をすることもある。そうると、支払い方法をすべて振り込みにしたとしても、手続者が図ることはほどんと考えられない。 したがって、無駄なコストを削減するために、特許庁は特付方法ごとのコストについて調査し、比較して特許印紙のコストが高いのであれば、特許印紙を廃止するべきである。 これは、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車検査登録印紙、自動車重量税印紙にも言えることである。なお、会社の登记簿標本請求などで利用していた登記印紙は、特別会計廃止によりすでに廃止された。削速の印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することも、同時に検討されて良いと思う。		財務省	【自動車重量税印紙】 自動車重量税は、自動車重量税印紙による納付のほか、自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける電子納付等が認められています。	自動車重量税法8 条.9条.10条.10条の 2他	自動車重量税については、業者等に手続きを委託する場合のほか、自動車ユーザー自身が手続きを行う場合もあり、納付方法を電子納付のみとすることは現実的ではありません。 由動車重量投印紙を廃止して車検証の交付等を行う陸運局等の窓口で現金で納付する場合、毎日大量の車検を扱う中で、窓口が混乱したり、陸運局等で公金を管理する場合、毎日大量の車検を扱うせたることから、簡便な納付方法として町紙納付制度が採用されています。また、自動車重量税は、その収入のうち1000分の407を地方に譲与することされており、自動車重量税の金額を特定する必要があることから、他の税や手数料等の納付手段として用いられている収入明紙と統合することはできません。	
290526001	29年 5月26日	29年 6月12日	29年 7月20日	特許印紙など収入では、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また		音なと個人	厚生労働省	【雇用保険印紙】 雇用保険の日雇労働求職者給付金は、労働保険特別会計から支出されています が、これは、雇用保険法による雇用保険事業に関する経理を明確にすることを目的と しています。(特別会計に関する法律第90条) 「健康保険印紙」 機能保険法におけら日屋特例被保険者に係る保険料は、年金特別会計に収納され た後、日屋特例被保険者の健康保険事業・実施する協会けんぼ(保険者)に対して交 付されていますが、これは、健康保険法による健康保険、国内が行う業務に関す る経理を明確にすることを目的としています。(特別会計に関する法律第108条)	【雇用保険印紙】 労働保険の保険する の徴収等に関する 【健康保険印紙】 【健康保険10条 「健康保険10条 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【雇用保険印紙】 日屋労働検保険者に係る保険料の徴収や日屋労働水職者給付金の支給を含む屋用保険事業については、特別会計により行うことで軽悪を明確にしております。そのため、屋用保険印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に続きることは国際です。また、雇用保険印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に続きることは医院です。また、雇用保険印紙の配合と視印することによって印紙保険料を消すすることとなっている。ことされているのは、不特定多数の事業主に雇用なり、日本の場合を使用するまますが、日屋労働権保険することが設備であるという日屋労働者の助労業部からして、通常の保険料料付の場合のような理会収納をすることが困難であり、また、日産労働者の制御機を制力を必要を得るの対策を関係している場合の表しませます。といまないません。日本党の保険料料が、日本党の保険の制制を表しました。日本党の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	Δ
						经	経済産業省		特別会計に関東を計して、関東を計して、関東を計して、関東を計して、関東を対す、というでは、対策を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	特許庁では、特許料等の納付については、特許印紙による納付(予納を含む)に加え、平成8年には現金納付制度、平成17年にはインターネットを活用した電子現金納付制度、平成17年には日本機能による終付制度を導入し、特許印紙による納付に比べてコストを抑えた納付方法の拡大に努めてまいりました。 一方、現状において、特許対等の納付の約8割が特許印紙による予納で行われており、特許印紙による予納を利用している理由として、「使い慣れているから」、「納付手対応可可能が簡単だから」といった利用者の声が多く、特許印紙を廃止することは困難だと考えています。 なお、特許特別会計は、出願人からの出願料、審査請求料、特許料等の収入により、審査・審判、登録等の事務を適切に行うために、一般会計と区分し、経理を行うために寄知の能力を対策を引起が大学教料等の収入を特許特別会計の歳入として特定するために特許印紙が提用とおまじた。これまで、受益者負担の考えに基づき、一般会計に依存しない収支相償で運用しています。	
							国土交通省	【自動車検査登録印紙】 自動車の検査、登録に係る手数料については、運輸支局等において手続を行う場合は、自動車検査登録印紙をもって納付することとされています。	印紙をもつてする 歳入金納付に関す る法律 第2 道路運送車両法 第102条	検査、登録に係る申請者が運輸支局等において手続を行う場合、運輸支局等の近辺に所在する自動車検査登録印紙売りさばき所において自動車検査登録即総を購入することが可能であった。仮に口転を廃止した場合、連議を行う必要が生じることとなり申請を行うのとは別に、金融機関等に出向いて納付手続を行う必要が生じることとなり申請者の負担が増加することから、自動車検査登録印紙を廃止することは困難と考えます。 また、印紙の売りさばき時点で当該手数料が自動車安全特別会計自動車検査登録制定に帰摘する歳入であることはできません。	

		所管省庁	内閣府での	10 ÷ ± -T		提案	所管		所管省庁の検討結果			
受付番号	受付日	への検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	_推進会議 における再 検討項目	
290913007	29年 9月13日	29年 10月3日	29年 11月7日	銀行本体での税理士業務の解禁	根理士資格保有者が在籍する銀行が税理士業務を行うことを可能とするとともに、 税理士業務を銀行法上の「その他の付随業務」に位置づける。 【提案理由】 〇取引先へのコンサルティングの中で、稅務に関する相談が多く寄せられるが、現状は、税理士業務と行うにはならない」とされているため、行内に程理士資格を有する者がいたとしても銀行で相談に応じられず、外部の税理士に改立等の対応をしている。 (注)税理土となる資格を有する者が取理土となるには、社員税理・(税理土法人の社負)、所属税理土(税理土事務所を定し、税理土本務所を成理・となるには、社員税理・(税理土法人の社負)、所属税理土(税理土事務所を設置する者)のいずれかである必要がある。 〇例えば、取引先が事業承継に取り組む際、株価算出、相続税額・贈与税額の算出等が必要となるが、銀行は相談を受けても対応ができず、顧客のニーズに十分に応えられていない。 〇税理士資格を有する行員が税理士業務を行うことができれば、銀行本体で現状把握からスキーム提案、クロージングまでをワンストップで行うことができ、顧客利便の向上に資する。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁財務省	税理士業務は、税理士及び税理士法人の独占業務となっています。	税理士法第52条 対応不可	○税理士法第52条において、税理士又は税理士法人でない者は、別段の定めがある 場合を除くほか、税理士業務を行ってはならないとされています。 ○この趣旨は、税理士でない者が他人の求めに応じ、税理士業務を反復継続して行う ことが、納税義務の適正な実現を狙み、納税に関する道義の向上の助けになって、公 法上の支険をとしることになるおそれがあることを考慮し、これをあらかじめ防止しよう とすることにあると解されています。 ○ここでは、銀行として税理士業務を行うことを可能とすることを提案されていますが、 特定の資格を有する者のみが行える業務について、株式会社等の業務の一理として 行うことが認められている例は茶知しておらず、目的に比して講じる手段の範囲が広す ぎるのではないかと考えられます。 ○ご提案の点については、税理士が特定の企業等と雇用契約を締結し、その被用者して働きつつ、別途税理士業務を行うことは現行法でも認められており、これにより、ご 提案の趣旨に十分応えられるのではないかと考えます。	5 5	
290925026	29年 9月25日	29年 10月19日	29年 11月7日	国際協力銀行による本邦民間 近天子 は できない できない できない できない できない できない できない できない	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・株式会社国際協力銀行(以下JBIO)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦企業の国際協力銀行(以下JBIO)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦企業の領際協力銀行(以下JBIO)は、本邦企業の海外事業、②本邦企業の外国法人に対するMAA、③海外インフラ事業、に対する資出を資金使途として、本邦民間銀行向け賃付(ツーステップ・ローン(以下TBID)と実施するとができる。しかしながら、その他の本邦の大企業の海外事業については、同条項を提拠とした「SLD対象外となっている。 【具体的要望内容】 ・株式会社国際協力銀行法第11条第5号及び第12条第6項第2号に基づき、本邦企業の海外事業への賃出を資金使途として実行されるJBIOの本邦民間銀行向け賃付(TSL)について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に放っ、「大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大	都級懇話会	財務省	株式会社国際協力銀行法上、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの銀行等向けツー・ステップ・ローンは、①中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかからは資外国法人等の海外事業向は「株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号・1、2016年3月4日、日本の海外42フラー・フー・フー・フー・フー・フー・フー・フー・フー・フー・フー・フー・フー・フー	株式会社国際協力銀行法第十一条第一その他	現行法上も、海外M&A及び海外インフラ事業に係るJBICの銀行等向けツー・ステップ・ローンにおいて、転貨先は中壁・中小企業に限定されておりません。支援の必要性のある分野に対して適切に対応していきます。		
290925051	29年 9月25日	29年 10月19日	29年11月7日	マル優・財形の異動中名書等の電子化	[制度の現状(現行規制の概要等)] ・ 時がい者等の少額預金(所謂、マル優・マル特)および勤労者財産形成年金貯蓄契約者以(は勤労者財産形成住金貯蓄契約に基づ(預入等(所謂、財形年金)財形住宅、利予得について非規权の取り扱いを行う預金(おいて、住所や氏名) 異動が生じた場合、預金者は受入金融機関に対して非課税貯蓄に関する異動申告書(以下、現)動申告書」は預金者の記名、押印を必要要付としている。また、受入金融機関に対して事実の記載として、確認欄に証印等を押掠する方法により行うこととしている。 「具動申告書」は預金者の記名、押印を必要要付としている。また、受入金融機関には確認した事実の記載として、確認欄に証印等を押掠する方法により行うこととしている。 「具体的要望内容」 ・金融機関が預金者等からの「異動申告書」の受け入れにあたり、別にインターネットバンキング上での暗証番号入力等を行うことで、紙面への預金者の記名・押印を不要として認し、・また、受入金融機関にでより、日本のの事業等を電配的に保管することで、証印等の押除を不要として欲しい、・また、受入金融機関で証明等の押除を行った、紙面を所轄抗務着策でに提出しているところ、電極的データによる提出を許容して欲しい。 「要望理由」 ・「現動申告書」は、現在紙面での受け入れが必須、預金者においては末店あるいは新使得の手段により、必ず紙面の預格が必要なところ、身体の障がい等を理由に自書・指的に関鍵なケースを迅定される。 ・」と述、要望内容が可能とない、現金者に表述ではまた方とない、事を理由に自書・指の記録なかると思定される。 ・」と述、要望内容が可能とない、程度を含むる性とないを表述を行うことが可能となれば、現金者は来店をすることなく年後を行うことが可能とない、現金者の利性に由した資するもの。 ・また、受入後の「異動申告書」の電磁的な保管、提出が認められれば、受入金融機関側で大量の紙面を保管・管理負担や手続漏れリスクの抑止も期待されるもの。・また、受入後の「異動申告書」の電磁的な保管、提出が認められれば、受入金融機関側で大量の紙面を保管・管理負担や手続漏れリスクの抑止も期待されるもの。・また、受入後の「異動申告書」の電磁的な保管、提出が認められれば、受入金融機関側で大量の紙面を保管・管理負担やまが、表述を持ている。・また、受入後の「異動中告書」の電磁的な保管、提出が認められれば、受入金融機関側で大量の紙面を保管・管理負担やまが、ませいます。	都線懇話会	財務省	障害者等の少額預金の利子所得等の非課稅(いわゆる「マル優、マル特」)又は動労 者財産形成性宅(年金)許害の利子所得等の非課稅(いわゆる「マル優、マル特」)又は動労 金)の規定の適用を受ける預金等の指入等をしている金融機関等を経由して、所轄 秩務署長(対し、異動申告書を書面により提出しなければならないこととされていま す。 上記の異動申告書もように、国税に関する法律に基づき、稅務署長等に対し書面に より提出するが務書類については、稅務電景を提出する方の氏名、住所等を記載する ともに、併せて、その方の押印が必要とされています。 マル優、マル特の規定の適所を受ける方から異動申告書の受理をした金融機関等 は、異動申告書の記載事項と、提示された本人確認書類の内容が同一であること者 認し、異動申告書にその確認をした事実を記載しなければならないこととされていま す。また、受理をした異動申告書は、翌月10日までに所轄稅務署長に送付しなければ ならないこととされています。	98号)第43条第1 項、第2項、第3 項、第47条の2 粗稅特別計畫法施 行令(昭和32年政 こ 令第43号)第2条 5 の4第3項、第2条 の18第1項、第2 項、第2条の31 電 間稅通則法(昭和 37年法律第66号)	民一民間の書類及び民一民一官の手続のように国民が行政機関等に対して直接行うのではなく、金融機関等の第三者を経由する場合の書面の電磁的方法による提出については、その受け手又は経由者である動務先や金融機関等のシステム開発が必要となりることから、新税者の一一人に加え、勤務先等のシステム対応の可能が観点から検討する必要があると考えているところですが、対応については、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。		

# / # D	5.45	所管省庁	内閣府での	坦克李石		提案	所管	Ē	所管省庁の村	食討結果	規制改革推進会議
受付番号	受付日	への検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	における再検討項目
290925066	29年 9月25日	29年 10月19日	29年 11月7日	国とのリース契約 について①	【具体的内容】 (1)国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令部市57条の17に同様の改正を行うこと。 (2)リース契約について、上部の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 (3)国庫債務負担行為の設定期間は、「原則5年度以内」とされているが、これを超える期間の設定を認めること。特に、「原則5年度以内」とする見直しを早急に行うこと。 (提案理由】 (1)之について、・投資の大量であることで、「原則5年度以内」とされているが、これを超れる期間の設定を認めること。特に、「原則5年度以内」とする見直しを早急に行うこと。 (2) 大理・由力・大変約は全体の実物特度の中のごく一部にすぎない。・「国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約特度の中のごく一部にすぎない。・「国庫債務負担行法」とり複数年度のリース契約を締結する告行が限られており、大事の省方が関係している。投資元本の米高の大力を重である。 (1) 単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負ったがはリース会社の中断であるが、国は複数年度のリースを目の多のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。 (3)につい、公理のよれの大事のアリース単行の設定が可能となるほか、予算のさらなる・実使用の能別間に合わせたリース期間の設定が可能となるほか、予算のさらなる・実使用能別間に合わせたリース関節を変が可能となるほか、予算のさらなる・実態があるに、原則6年度以内」とすることについて、リース契約を締結するという不合理な事務が国・リース会社の双方に生じる。	公益社団 法人人 事業 場合	財務省	国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担 行為により行うこととされています。 長期継続要対は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信 役務の提供を受ける契約を締結することができることとされています。	財政法第15条 会計法第29条の12 予第102条の2 ・	「担案①②について】 複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各 庁において、国庫債務負担行為を活用することとなっています。これは、憲法業部3条に おいて、「国産を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議法に基金にを必要 とする。」(財政処理機関の国金議決原則)とよれていること、財政法第15条において、 「法律に基くもの又は無限の国金の登職としば総裁費の総制の範囲のにおけるものの 外、国が債務を負担する行為をなずには、予め予算を以て、国金の議決を軽なければ ならない、とされていることを贈またもむです。他方、会計法に基づて長期終史を 約」は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払続がその使 用量に応じて事後的に決定される奇の理由により順度務負担行為の予算計上に割 染みにくい「可愛気、②ガス、③水、④電気通信に限って、例外的に(国庫債務負担行為 や国金の議決を経ることなど(複数年度契約を結婚であるとしているものです。 上記の電気やガス等といった電庁が活動する際に不可欠な最少限度の生活インラ に係る機動的付契約とこ指案のの危機器や車両のリース契約とは、その性格を同一 捜することは選しいと考えます。 したがって、各省各方が、それぞれの契約内容等を踏まえた上で、必要に応じて複数 年度契約を締結することが適当と判断するものについては、国庫債務負担行為の予 事ます。 応に、○A機器や車両のリース契約を長期継続契約の対象と認めると、毎年度入社を 方ことが適当な契約についてまで複数年度契約が締結され、かえって、国の経済的 有行うことが適当な契約についてまで複数年度契約が締結され、かえって、国の経済的 有行の機器や車両のリース契約を撮影を設定したより他の事業の受法機会が 零われるおされもあることかの適当ではないと考えております。 よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判 断の下、国庫債務負担行為の制度を積極的に活用することが適当と考えます。 「ご規密の変化に実数に適応できなくなり、財政の極度化を招くおそれがあります。このよ うな服告から財政法は庫債務負担行為とより支出すったも果を活をして 受望に応じて国庫債務負担行為の年限を延ばすことは、国の財政制度の在り方全体 に波みすることになるため、慎重な核対が必要であると考えたおります。 なお、財政法第15条第3項但し書きは「国金の議決によりさらこその年限を延長する ことを密まえ、適切な制度を設定したのと考えであります。 なお、財政法第15条第3項但し書きは「国金の議決によりさらこその年限を延長」する ことを認ま、適切な明確なのではのよりなない。 なお、財政法第15条第3項但し書きは「国金の議決によりさらこその年限を延長」する ことが可能です。	,
290929040	29年 9月29日	29年 12月18日	30年 6月15日	行政機関からの照 会に係る事務手 きの簡素化	【提案の具体的内容】 ・行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を電子化しただきたい。 【提案理由】 ・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保験会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照金を行っている(ある 生命保験会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照金を行っている(ある 生命保験会社には共開か10の千円砂移開連開金、約30万件の福祉関係原金をデリている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照金について、手作業で目標建設をしながらの野企成り迅速調金・会学でしている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの領金について、事件業で目標建設をしながら可能定限り迅速画像・約30万余で表が表で表が表した。まず、中本で表しませる。まず、中本で表しませる。まず、中本で表しまり、生活が、原金文書の様式が紙一化され、手続の電子化が図られれば、行政機関あるび見間事業者の事務効率化に繋がるものと考える。 ・具体的には、例えば省庁間共通のブラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの頂入の角に対して、行政機関の方法により照金手続が電子化でまれば、行政機関における印刷・第送コスト側減、行政事務の効率化が図らか用を指導されば、真に手を差し伸べるべき者に対するとの情報を表の効果をが図りか用も増加する。こらには、ペーパーレス化の対省をにより、大型が早期であると関係の場を開始までにかかる期間等が短端され、真に手を差し伸べるべき者に対する。と近ができる。 ・『官長子一分原用推進基本法』(2016年12月公布・施行)においては、行政・関するなど国限の知用も増加さる。こらには、ペーパーレストリーの大型機を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるだと、今後、政府・丸となって賃款することでは、下で表しまり、対している場である。または、2012年より、日本の形で表しまり、日本の形で表しまり、日本の影響を選を関することは、取りの方針にも適合のと考えら、これ、2012年より、日本の形で表しまいて、「表しているものと理解している。人他の行政機関においても表し、根式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。	一般社団命会保険協会	内設所原官房有會働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。 【財務省】 国限当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不立な税逃れに対しては、厳正な税務加度等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納を埋の早期第手・早期後をに取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査と1では返出立定税税準等を予能することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照金を実施しております。 「厚生労働省」 の照会株式の統一について 照会文章の株式の統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行っていきたいと考えています。	地方税法第22条の 及び第68条第6項 及び第68条第6項 他 (国税徴収法第 141条) (国税通則法第74条のの次 第74条の3数収 法第141条 【厚生労働省】	省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまと はまる。 (総務省) 地方祝に係る開金文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成 接討を予 [財務省] された標準様式の使用を要請しています。 検討を予	•

5.4.5.D	5/15	所管省庁	内閣府での	坦克吉在		提案	所管	į	所管省庁()検討結	果	規制改革推進会議
受付番号	受付日	への検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令	等 対応の 分類	対応の概要	における再検討項目
290929045	29年 9月29日	29年 11月6日	29年 11月30日	所得税是正額を税 務署にて算出		一般社団命会	財務省	扶養是正については、国報当局が収集した資料により、扶養使除等の適用に辿りがあるのではないかと考えられる方について、扶養理除等の適用の見直しを行っていただったした。源泉環収養務者の方に対して、(基別・)の本語をは、大きなでは、東京等の氏念、(②控除)を表をしました。 ・ (②控除)を表していて、(※注)・(本)の内容を記載しを行っていただいた。 ・ (②控除)を見直しについて、(※注)・(、源泉環収養務者の方に見直しを行っていただいた」として、 (退加で納付すべき税額の有無、金額を回者していただき、自主的に納付を行っていただくたのの行政指導です。	所得税法第19 第194条、第19 条、第195条の 第196条	*********	いただいたご意見については、扶養是正に関するお尋ね文書に追加で納付すべき移 報を記載して送付すべきとのご意見で共加くだおります。 当該お尋ね文書は、国税も思うが収集した資料の範囲内において、扶養控除等の適 用に誤りがあるのではないかと考えられる方を対象に送付しているものですが、追加 ア始付すべき税限については、総与の支払を受ける方で本人の確認や需果使に関する各種申告書、給与の支給を決等を確認しなければ確定することができないもの です。 したがって、行政指導として実施するお尋ね文書に、追加で納付すべき税額を記載し て送付することは困難であると考えます。	, A
290929053	29年 9月29日	29年 11月6日	29年 11月30日	の電子保存に係る	国税関係書類のうち領収書や請求書等を電子化して保存(スキャナ保存)する場合であっても年1回の定期検査終了までは書類(原用)を保存することなっているが、九木を電子化による保存後は書類を削廃業できる)を議和を要望する、「健業理由」 ・ 「関税関係書類の電子保存の要件については改正のたびに従来と比較すると緩和が進んでいるが、現行(平成28年度改正)においてもなお、電子化による保存後も上のでいる。このため、電子保存を実施したとしても、社内における書類の保存および現場から、このため、電子保存を実施したとしても、社内における書類の保存および現場から、本社への送付等・しずれたとしても、世界保存実施したとして、社内における書類の保存および現場からとなり、発費処理については現場・本社とも非め声は保護されてい。、現在、多の企業において全社的にペーパーレス化・機体を出進している中、国税関係書類の紙での保存は大きな帰落となっている。また、働き方な革の一環としてスマーナフォン等のモバイル電末を利用した軽受処理の扱行の保存は大きな帰落となっている。また、働き方な革の一環へレてスマイナフォン等のモバイル電末を利用した経費処理の扱行にあたり、ペーパーレス化が実現できれば当該電子記録事項のみで専務が完積できるなど大きな財産が見ない。システム面での技術事がや社会環境の定と管路すると、を発く保存についての土壌はまずでに整備されており、電子保険は関係要可能とすることで業務の効率化に大きぐ書すると考えるものでは、は、日本のよりなが、日本のよりなが、日本のよりなが、日本のよりなが、日本のよりなが、日本のよりないます。これは、日本のよりないまないます。これは、日本のよりないまないまないます。これは、日本のよりないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	一般社団本験社日保険	財務省	税務署長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の要件に従い、スキャナに より記録された電磁的記録を保存することをもって、その保存に代えることができること とされています。	電子計算機を して作成する 関係書類例に 法等の特例に る法律等	税 字方 その他	○ 国税関係書籍の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改さ人が広土措置等を講する必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。 ○ ご指摘の要望につきましては、現状の運用において、・ 例えば、事業規格等に合わせて、検査を1月に回行う、また四半期に1回行うことで、検査を行うまたのについては、廃業することしても差し支えない・ 必要に応じ、国税関係書類をサンプルで検索することしても差し支えない・ 定期特金を行うまでの書面の管理場所についても、本店だけに限らず、支店、事務所、事業所など、確認・検査を速やかに行える場所で管理すればよいという取扱いを認めており、その旨公表しております。	
291227012	29年 12月27日	30年 2月8日	30年 3月9日	保税蔵置場の軽徴 な変更の定義明確 化		石油化学工業協会	財務省	保税蔵置場等の許可を受けた者は、当該保税蔵置場等を改築、移転その他の工事を しようとするときは、あらかじめその旨を税間に届け出る必要があります。 また、その工事を上を他の保税蔵置場等について、他の場所との巨分が明確でなく、 又は外国貨物の保管設備が不十分であり、外国貨物の管理等に支障があると認めら れる場合には、税関から工事を実施する際に必要な措置を講じることを求めることが あります。	關稅法第44条		保税タンクにおける一般的な防消火設備点検や次下測定は、関税法基本通達44-3に 規定する「現状の変更が軽微なものであり、かつ、それにより保税蔵電場の面積に変 更がないとき」に該当するため、関税法第44条第1項の工事の届出は不要であり、全 国の税関に対して、口向を局側し、徹底させていただきます。 なお、施設の大幅な必修や蔵置している外国貨物に影響があるような工事を は、長期に変シンの制設人機等が行われる場合については、保税地域の運営及 び外国貨物の取締り収積から、これまでとおり工事の届出を行っていただくようお願 いします。また、取投貨物の種類や個々の施設機で、次によっては、工事届の要否 に差異が出てくることもご理解いただきたく思います。	

~ U.E.D	W 4.0	所管省庁	内閣府での	担实支持	报 完 0.月 4.4.4.中南郊	提案	所管	F	所管省庁の村	食討結 :	果	規制改革推進会議
受付番号	受付日	への検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再検討項目
300220008	30年 2月20日	30年 3月13日	30年 3月30日	植物防疫・動物検 痰を必要とする質 物への検疫の緩和		(一社)日 本経済団 体連合会	財務省農林水産省	により窓間性が保てなくなった場合であっても速やかに回収及び消毒の措置をすることにより頻解体が散逸するおそれが低いことから、到着港において、客間性のコテナ 又は車両で輸送されることが確認できれば、陸送することも含め保税運送を認めております。 【植物検疫】 植物については、その輸送に使用される容器や包装等の密閉性が様々であり、輸送	872号動物検疫所 長通知) 【植物検疫】 植物防疫法(昭和 25年法律第151号 第6条、第8条、 航空コンテナー要6 (昭和58年9月26	【動物物検認 変] 実植物検認 【植り検定	【動物検疫】 畜産物については、到着港において、密閉性のコンテナ又は車両で輸送されることが 確認できれば保税運送を認めております。(「航空貨物の送数手続について」(平成22 年12月10日付け22動検第872号) 「植物検疫】 成田・羽田両空港間における輸入検査前貨物の随路輸送については、植物の病害 虫の分散防止が確実に図られると認められる場合に限定するなど、可否も含め検討を 行ってまいります。	
300220042	30年 2月20日	30年 3月26日	30年 4月20日	ける手続の電子化	【提案の具体的内容】 財形貯蓄制度における申し込み・変更・解約等の手続を電子的に可能とすべきである。 は楽理由) 動労者財産形成保進制度(財形制度)について、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄 の申し込み、変更、解約率の手続の電子化は認められていない、一部の書類には 利用者(社員)が解析が高い手続の電子化は認められていない、一部の書類には 利用者(社員)が解析が高いために記入者に不便を強いている側面もあるかかか) にないほか、記載欄がいよいために記入者に不便を強いている側面もあるかかか。 また、財形貯蓄制度を担う金融機関にとつて、書面の記載情報をシステムに テータとして入力する健繁な事務作業が発生している。一部の書面には利用者の 個人番号の記載機があるが、書面によるやり取りでは、情報漏洩のリスクも少なく ない。 そこで、財形制度に関する手続の電子化を可能とすべきである。	(一社)日 本経済団 体連合会	財務省	勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の利子所得等の非課税(いわゆる「財形制度」)については、その規定の適用を受けようとする場合や、既に適用を受けている方の氏名・住所等に裏効が生した場合には、勤務先や非既の適用を受けている介養等の利人。をしている金融機関等を軽由して、所執稅務署長に対し、申告書等を書面により提出しなければならないこととされています。	租股特別措置法 (昭和32年法律第第20号)第4項、第4項、3第5項、 項、第4項、第5項、 項、第4項、第5項、 項、第6項、 第6項、 第6項、 第6項、 第6項、 第6項、 第6項、	その他	民一民間の書類及び民一民一官の手続のように国民が行政機関等に対して直接行うのではなく、金融機関等の第三者を発由する場合の書面の電磁的方法による提出については、その受け手又は終由者である動務先や金融機関等のシステム開発が必要 まなりろことから、新校者の一ス「加え、勤務大事のシステム対応の可能性の対点から検討する必要があると考えているところですが、対応については、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。	: 見
300220044	30年 2月20日	30年 3月13日	30年 3月30日	国庫金振込通知書 の電子化		(一社)日 本経済団 体連合会	財務省	支出官事務規程第16条第2項においては、官署支出官は振込のための支出の決定をしたときは、センター支出官に振込の通知をさせる必要がある場合を除き、適宜の方法により受取人に通知することとなっており、同規理第37条第2項において、センター支出官は適宜の方法により基準は入の受取人に通知することとっております。この「適宜の方法」として、現状センター支出官より郵送にて「国庫金振込通知書」を送付しております。	大蔵省令 第94号 支出官事務規程 第16条第2項 第37条第2項	検討に着手	「デジタルガバジント実行計画」(平成30年1月16日 eガバメント開僚会議決定)において、行政サービスの利便性向上、官民を通じたデータ流通の促進、添付書類の撤棄の方針が示されているところです。また、ご提案の通り民間取引における決済の高度化が推進される中、民間側の取り組みと参議を合わせて国庫を順する商流情報を電子データ化することで、効果をより一層高めることができると考えられます。 なお、会計事務を取り扱う関係システムで改修を要することから、費用対効果を検討の上、具体的な実現方法や実現時期について関係機関とともに検討を進めてまいります。	

页从亚口	受付口	所管省庁	内閣府での	担党责任		提案主体	所管	所管省庁の検討結果			
受付番号	受打日	要請日	回答取りまとめ日	提案事項	徒条の具体的内谷寺		官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	規制改革 推進会議 における再 検討項目
300227014	30年 2月27日	30年 3月26日	30年	公共調達の発注段 階における電子記 録債権の導入	[提案の具体的内容] 国の調達案件について、財務基盤の弱い中小企業やベンチャー企業による応 札・受注の活性化を図るため、民間企業向土の取引と同様、国が企業に対し、発 注段階において電子記録債権を場り出すことで可能とする。 「提案理由] 国の調達案件を受注した事業者に対する歳出金の支払は、現金払や日本銀行 移由での厳込等に限定されている。また、国の契約においては、検査を実施した後 でなければ支払をすることができないことだのつている。 でなければ支払をすることができないことだのつている。 でなければ支払をすることができないことだのつている。 は資金繰りに寄労している。さらには、当該資金繰りの困難さから応札機会を損失 している。 第二段間で電子記録債権が振り出されれば、受注企業は割割による資金化や、 第二年間で電子記録債権が振り出されれば、受注企業は割割による資金化や、 第二年間を管理・化・ルテャー企業による受注が容易になる。また、国としても、 表注をの選択が増えることが可含さため、発注者である国に新たなり また、電子記録債権における受注企業の契約不履行リスクは、割引または融資 また、電子記録債権における受注企業の契約不履行リスクは、割引または融資 また、電子記録債権における受注企業の契約不履行リスクは、割引または融資 また、電子記録債権の対しているなが、発注者である国に新たなり の引き受けそれが確立されており、債権発生・譲渡・消滅のタイミングや債権の 所者者を雇子的かの時間に管理可能である。 電子記録債権の導入による主なメリットン・ ・中か企業、ペンチャー企業の資金繰り改善 国の発注先の選択板の増加 電子記述機構の普及促進 生業素金融の記させた。 生産素金融の音と促進 生産素金融の音として、 金匙を機関の預算年の改善		財務省	国の歳出金の支払は、現金払や日本銀行経由の振込等によってこれを行っています。 実約費用の支払については、原則として履行期でなければこれを行うことができず、 品質が問題となる納品等の場合は、国の担当官における後妻調書の作成が必要とな ります。この場合、検査調書したらはてはは支払をすることができないこととなっては す。これは、契約に即した給付があったことを確実にしてから支払うことを担保するた めのものです。	会計法第十五条及 び予算決算及び会 計令第百一条の九 第二項	「提案の具体的内容等」に記載のある契約不履行リスクにつきましては、電子記録債権となった金銭債権が履行されない場合を想定しているものと思われますが、想定されている場合を通常条件においては国が金銭債務を負う立場であり、この点に事実の診認があるものと思料いたします。また、契約不履行リスクを割引または融資の引き受け手である金融機関等外負うとておりますが、電子記録債権においては、人的抗弁が切断されるため、国は、受注企業に対するがよか中華由を電子記録機権の取得者に対抗することができません。原は、受注全注さが契約に基づく工事等を完了できなかったとしても、国は電子記録債権の取得者、したがって、「発注者である国に新たないスクは発生しない」ことはなく、国が一方的に不利になってはます。。以上の事実践認もさることながら、で提示の電子記録債権の発行は、国においていまだ弁宗期が到来していない発注の段階で、国が受注者に対して主張しろも分からまた。まず。現上の事実認認もさることながら、で提示の電子記録債権の発行は、国においていまだ弁宗期が到来していない発注の段階で、国が受注者に対して主張しろも分か、おお手がの別離されて利な立場を対して利なの場合に対して不利な立場を持ちむるのであるため、発注段階で国が電子記録債権を発行することは困難です。	N N